

賃上げ、処遇改善、要員確保について

局長としての役割を果たしていく

東海

No.3211

19. 7. 23

国土交通労働組合
東海建設支部
教育宣伝部

大幅賃上げで 生活改善を

東海建設支部は七月二三日、人事院勧告に関する
勢田局長との上申団交を実施しました。

冒頭、青山副委員長は①一九九九年人事院勧告での大幅賃上げ②
処遇改善、③定数とポスト、組織関係、④仕事と職場に關する
切実な要求の実現を訴えました。

勢田局長は「皆さんが日頃から現場の第一線で防災対応や
インフラ整備、事業執行に尽力していただいている。職場の
皆さん若い人を含め働きやすい職場環境作り、正常な労使関
係の中で、しっかり局長としての役割を果たしていく。」と
回答しました。

局長挨拶「賃金」 交渉ポイントには一切ふれず

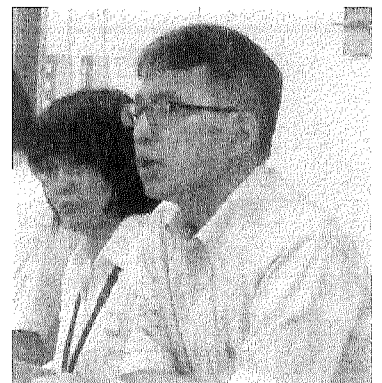
勢田局長は、冒頭の挨拶
で「これから台風シーズン
に入る。本局、事務所に
ついては、地域防災拠点
としての役割を果たすこ
とになるが、対応をよろ
しく願いたい。力を発
揮するた



当局を追求する青山副委員長

めには、職員と家族が健康
で家庭の安定も大切。WLB
についても、意識して取
り組んでいきたい。そのた
めには、明るく働きやすい
職場作り、正常な労使関係、
健康への配慮、処遇改善、
要員確保について、重要な
課題、できる範囲の中で、
対処していきたい」と交渉
ポイントである賃金改善に
はふれてませんでした。

支部では「係長の空きポ
ストに対して担当者がその
業務を負担している実態」
「来年は改善されるだろう
という期待の中で各所で工
夫してやっているが限界」
「災害対応などの要員が確
保されないことと安全も確
保できないことを認識して組



コメントする勢田局長

やインフラ整備、事業執行
に尽力していただいている
ことは、職場の皆さん若い
人を含め働きやすい職場環
境づくり、正常な労使関係
の中で、しっかり局長とし
ての役割を果たしていく」
と回答しました。

しかし「共感できる部分
もあった」発言には疑問を
残す結果になりました

要求をしてもらいたい。局
長は使用者の最高責任者
としてあるべき立場での
対応を求める。賃金の課
題を含め中部地整として
どうあるべきかは上に話
をしてきてもらいたい。体
制確保についても若手か
ら話しをしたが、将来展
望を持てるかどうかは、
局長の言葉、行動だと思
っている。局長がやって
くれることがわかるよ
うにしてもらいたい。会
議等様々な機会での対
応を求める」と追及し

勢田局長は「いろんな課
題、問題認識、若い方
からの将来不安などを
伺った。理解したし、共
感できる部分もあった。
人事院勧告に関するご
要望・ご意見について
は早速に本局に伝え
たい」さらに「本日
いろいろ聞かせていた
問題、職場課題等につ
いては、私どもとして
何が出来るか、し
っかり考えさせてい
ただく。職員の皆さん
が日頃から現場の第
一線で防災対応



給与手当について、生活モトベーシンの面で大切

地域手当の格差で「モチベーション」低下

支部からは、地域格差について、同じ仕事をしているのに、地域手当が〇%と一六%の地域がある。

金額では五万円の差がある、そんな状況で喜んで地方に行くのか？

使命があつて仕事をしているがそれに報いていない。

東京が高く九州・沖縄は安い。国が格差を広げてよいのか。

一生懸命仕事をやっているのに、これでは納得がいかない、との追求に対し

当局は「地域手当の実態についてはお聞きした。行きたくないけれど行かざるをえない実態についてはわかっている、ご意見をお聞きして、私なりに対応していく」。今回の人事院勧告、地域間格差を問題にしている事、モチベーション

についてはお聞きした。皆さんの思い、地域の事情については、本省の方に伝えて行きたい」と回答させました。

また当局へ「任用職員はフルタイムで別枠として確保してほしい」「期間業務職員について採用時の有給休暇を制度として確保して

ほしい」との追及に対して当局は「しつかり聞かせていただきました」との回答にとどまりました

処遇改善を追及

支部からは処遇改善について「四〇歳代後半の山の問題がある。四級になれない係長が多数いる。また若くして出張所係長になっても三級になつていない係長も多数いる」との追及に対して

当局は「中堅層の山の問題、四〇歳後半の方は業務の中でも重要なところをやられている。全体として処遇がよくなるように、同じ職名上位級を増やすよう本省に要求している、これからも進めていく」と回答しました

女性は今から遅くへ行かないと上がれないと言われてきた

支部からは「昔は女性は遠くへ行けないなら上に上がらないと言われた。機会均等法が出て安易に遠くへいける女性が上に上がった。WLBになつて男性も同じ状況。

遠くへ行ける人が上がっていると思つていて

人事院勧告に関する局長『コメント』

それでは人事院勧告に対するコメントを申し上げます。先程、委員長から今年度の人事院勧告について、ご要望・ご意見をお聞きしました。皆さんがら県に亘る中部地整管内の様々な部署で、地域からの期待に応えるため重要な業務に日々ご苦労されていることは私としても十分に認識しております。国家公務員の給与について、本省からは「毎年の給与改定については第三者専門機関である人事院が官民比較の調査等を行い、その結果に基づき人事院が判断するものであることから、我々としては如何ともし難い面はあるが、人事管理上の問題が出来るだけ少なくなるようにして頂きたいとの考えである」と聞いています。このため、本省としては現場の実情や、職員の士気の確保の必要性等を人事院に説明するなど、適切に対処していると聞いています。今日、皆さんから伺った今年度の人事院勧告に関するご要望・ご意見については、早急に本省に伝えます。その後、本省において適切に対処されるものと考えています。また、その他の、ご要望・ご意見については、私なりに判断して、適切に対処してまいりたいと考えています。

それを払拭する人事政策を見せられていない。事務所係長の処遇は後退している。出張所係長は若くしてなるが級はそのまま、との組合の追求に対して

「当局がしつかり努力しないといけない。」と回答しました

支部から「昇任ために転居は必要か？」との追求に対し

当局は「そうではない」と回答させました

職場では昇任の条件のよう言われている、それが実態。転居は関係ない

当局を追求する節田執行委員



いうなら周知してほしいと追求しました。